

岩手県権限移譲等推進計画

(移譲対象事務権限一覧表)

1	地域振興・総務分野	1
2	環境生活分野	2
3	保健福祉分野	5
4	商工労働観光分野	8
5	農林水産分野	9
6	県土整備分野	10
7	教育分野	12

「効果分類」欄について

住民視点による権限移譲を進める観点から、各事務権限の移譲による効果を次のとおり分類したものです。

区分	住民視点による効果の分類	内 容
	近くで手続きができるようになる。	県（振興局）に出向いて行っていた手続きが、市町村でできるようになる。
	1箇所での手続きが済むようになる。	市町村・県でそれぞれ行わなければならなかった手続きが、市役所または町村役場1箇所での済むようになる。
	対応が早くなる。	これまで市町村が住民から申請を受付けたあとに、県と行っていた協議などが不要となることで、市町村による迅速な対応や処理が可能となる。
	きめ細かくなる。 手厚くなる。	地域の実情などを熟知している市町村において、これまで以上に、きめ細かで質の高い行政サービスの提供を受けられるようになる。
	重複事務の解消 事務の効率化	住民サービスに直接寄与しないが、市町村で実質的に行われていた事務などが、効率化されることにより、他の行政サービスの提供の充実につながる。
	その他	～ 以外の効果が想定される場合（一覧表の備考欄に で掲載）

「対象市町村」欄について

現在、市町村が実際に関与している状況や、既に移譲が行われている市町村での実施状況を踏まえながら、権限移譲の対象となる自治体の区分を設定したものです。今後、市町村ごとに権限移譲を具体化していくプログラムを策定する際に目安とするものです。

なお、求められる専門性や資格者の配置が必要な事務権限については、自治体の職員体制などを踏まえて、人口区分を設けています。

「移譲開始年度」欄について

権限移譲を開始する年度です。具体的な移譲年度は、市町村ごとに定めるプログラムで定められます。

県においても、掲載されている年度以降の移譲が可能となるように準備を進めていくこととします。

なお、今後さらに移譲を進めるために検討が必要なものについては「-」とし、移譲指針で移譲対象としていた事務権限で、当計画においても引続き権限移譲の対象とするものについては、「20」としています。

1 地域振興・総務分野

細分野		事務権限の名称	根拠法令	事務の内容	効果 分類	対 象 市町村	移譲開 始年度	備 考
市町村 行政 財政 運営 への 助言 等	1	新たに生じた土地の確認、 町・字の区域（名称）変更 に関する事務	地方自治法	届出の受理、告示、関係機関 への通知		市町村	20	
N P O	2	特定非営利活動法人の設立 認証等に関する事務	特定非営利活動促進法 特定非営利活動法人の設 立の手續等に関する条例	特定非営利活動法人の設立認 証、運営監督等		市町村	20	移譲先の市町村では、県条例の施行規則を制定 する必要が有る。
旅 券	3	一般旅券の発給等に関する 事務	旅券法 岩手県手数料条例	パスポートの申請、交付等		市町村	20	盛岡地域については、移譲方法を検討のうえ、 順次移譲を拡大する。
産 業 保 安	4	液化石油ガスの規制に関す る事務	液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する 法律	液化石油ガスの販売、液化石 油ガス器具等の製造及び販売 等の許認可等		市町村	20	危険物規制や火災予防などの消防事務と関連が あることから消防部門への移譲を基本に進める。 消防行政と一体的に運用できるようになり、 住民の安全・安心の向上を図ることができる。
	5	高圧ガスの規制に関する事 務	高圧ガス保安法	高圧ガスの製造、貯蔵、販 売、移動その他の取扱及び消 費並びに容器の製造及び取扱 の許可及び立入検査等		市町村	20	
	6	ガス用品の販売の規制に関 する事務	ガス事業法	ガス用品の販売の事業を行う 者に対する立入検査等		市町村	20	
	7	火薬類の規制に関する事務	火薬類取締法	火薬類の製造、販売、貯蔵、 運搬、消費その他取扱いに係 る許認可等		市町村	20	
	8	電気工事業の業務の規制に 関する事務	電気工事業の業務の適正化 に関する法律	電気工事業者の登録等		市町村	20	
	9	電気用品販売事業者への規 制に関する事務	電気用品安全法	電気用品販売事業者からの報 告徴収、立入検査等		市町村	20	消費生活行政と一体的に運用できるようにな り、住民の安全・安心の向上を図ることができ る。
	1 0	猟銃等の規制に関する事務	武器等製造法	猟銃等の製造、販売の許可、 立入検査等		市町村	20	

2 環境生活分野

細分野		事務権限の名称	根拠法令	事務の内容	効果分類	対象市町村	移譲開始年度	備考
環境行政	1	大気汚染防止対策に関する事務	大気汚染防止法	施設立入検査の実施		10万人以上の市	20	公害防止管理者と同等の専門的知識・技術を有する化学系職員を配置できることが必要と判断される。また、専門的技術の蓄積・継承や立入検査における職員体制を考慮すると、複数の化学系職員の配置が望ましい。
	2	水質保全対策に関する事務	水質汚濁防止法	事業場への立入検査の実施		10万人以上の市	20	
	3	騒音、振動、悪臭防止対策に関する事務	騒音規制法 振動規制法 悪臭防止法	規制地域、規制基準の見直し		10万人以上の市	20	
	4	土壌汚染対策に関する事務	土壌汚染対策法	汚染区域の指定、立入検査の実施等		10万人以上の市	20	
	5	化学物質対策に関する事務	ダイオキシン類対策特別措置法	特定施設の立入検査の実施等		10万人以上の市	20	
	6	化学物質対策に関する事務	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	届出等に係る事務		10万人以上の市	20	
	7	公害防止組織の整備に関する事務	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	届出、立入検査に係る事務		10万人以上の市	20	

細分野		事務権限の名称	根拠法令	事務の内容	効果分類	対象市町村	移譲開始年度	備考
環境行政	8	採石法、砂利採取法に関する事務	採石法、砂利採取法	採取場の認可・監督等		市町村	20	認可・監督事務について、地形の現況図や計画図等の判読が可能な技術職員の配置が可能な市町村への権限移譲を進める。
	9	専用水道及び簡易専用水道に関する事務	水道法	専用水道布設工事着手前の確認等及び簡易専用水道の給水停止命令等		市町村	20	専用水道及び簡易専用水道の事務については、市町村に配置されている水道技術管理者の指導のもと適切な対応が可能であることから、市町村への権限移譲を進める。 ただし、事務の執行に当たっては、技術管理者のもと事業を確実に実施する体制の構築が必要である。
	10	廃棄物の排出抑制及び適正処理に関する事務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、県外産業廃棄物の搬入に関する事前協議等に関する条例、循環型地域社会の形成に関する条例	産業廃棄物処理施設、業者への報告徴収、立入検査等		市町村	20	産業廃棄物処理施設を設置されることにより、環境に大きな影響を受ける市町村が、直接、監視指導を行えるような措置だが、産業廃棄物は市町村域を越えた排出運搬処理が行われることから、県にも権限を残すものであること。
	11	浄化槽の設置及び保守点検等に関する事務	浄化槽法、浄化槽法施行条例	浄化槽の設置届等		市町村	20	建築確認によるものもあることから、建築主事を置く市への権限移譲が望ましいが、他市町村への移譲を妨げるものではない。
	12	自然公園に関する事務	自然公園法 県立自然公園条例	国定公園内又は県立自然公園内の行為の規制、届出の受理等		市町村	20	国定公園内の行為の届出又は県立自然公園内の行為の許可、届出に関する事務について、移譲を希望する市町村に対し順次移譲を進めている。
	13	自然環境保全地域に関する事務	岩手県自然環境保全条例	自然環境保全地域内の行為規制、届出の受理等		市町村	20	自然環境保全地域内の行為の許可、届出に関する事務について、移譲を希望する市町村に対し順次移譲を進めている。

細分野		事務権限の名称	根拠法令	事務の内容	効果分類	対象市町村	移譲開始年度	備考
環境行政	1 4	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する事務	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の捕獲許可、飼養鳥獣の登録、販売禁止鳥獣の販売の許可等		市町村	20	被害状況に応じ市町村に移譲する捕獲対象鳥獣の追加等を行うほか、ツキノワグマの緊急的な捕獲等の許可について、希望する市町村に対し移譲を進めている。
	1 5	温泉に関する事務 【新規】	温泉法	温泉利用の許可、施設管理者に対する施設またはその管理方法の改善に関する指示等		中核市	20	事務の移譲には、温泉法の規定により、市町村が「保健所を設置する市」（中核市ほか）となる必要がある
	1 6	クリーニング所の監視指導に関する事務 【新規】	クリーニング業法	クリーニング所の有機塩素化合物による地下水汚染の発生源対策指導		中核市	20	事務の移譲には、クリーニング業法の規定により、市町村が「保健所を設置する市」（中核市ほか）となる必要がある
土地行政	1 7	土地取引の届出及び遊休土地に関する事務	国土利用計画法	一定面積以上の土地取引に係る届出受理、利用目的審査、土地利用状況調査の実施、遊休土地所有者への通知等		市町村	20	事務処理要領を策定する必要がある。 「土地利用審査会」は県に設置する。
生活行政	1 8	家庭用品品質表示に関する事務	家庭用品品質表示法	指示、申出の受理、報告徴収、立入検査等		市町村	20	立入検査は、県において示す実施方針を基に各市町村で実施するものとする。
	1 9	消費生活用製品の安全に関する事務	消費生活用製品安全法	報告徴収、立入検査等		市町村	20	立入検査は、県において示す実施方針を基に各市町村で実施するものとする。

細分野		事務権限の名称	根拠法令	事務の内容	効果分類	対象市町村	移譲開始年度	備考
生活行政	2 0	物価対策に関する事務【新規】	生活関連物資の買占め及び売り惜しみに対する緊急措置法	特定物資の価格動向及び需給動向の調査 事業者に対する売渡しの指示 事業者に対する売渡しの命令 売渡しの協議が整わない場合の裁定・裁定結果の通知 報告の聴取、立入検査及び質問		市町村	22	緊急時の物価安定対策として法に定められた県事務の移譲であるが、対象事業者により次のように権限を分担するものである。 県：複数の市町村に事業所を有する事業者（小売業を除く） 市町村： 当該市町村に店舗を有する小売業者 当該市町村にのみ事業所を有する事業者（小売業を除く）
	2 1	物価対策に関する事務【新規】	国民生活安定緊急措置法	販売価格の表示に関する調査・指示 販売価格の表示の指示に従わない場合の公表 標準価格での販売指示 指示に従わない場合の公表 ～ の事項につき、報告の聴取、立入検査、質問の実施		市町村	22	緊急時の物価安定対策として法に定められた県事務の移譲であるが、対象事業者により次のように権限を分担するものである。 県：複数の市町村に事業所を有する事業者（小売業を除く） 市町村： 当該市町村に店舗を有する小売業者 当該市町村にのみ事業所を有する事業者（小売業を除く）

3 保健福祉分野

【保健医療】

細分野		事務権限の名称	根拠法令	事務の内容	効果分類	対象市町村	移譲開始年度	備考
地域保健	1	保健所の設置、運営に係る事務 【新規】	地域保健法、同施行令	保健所の設置、運営		中核市相当の市	-	中核市相当の市への移譲を進める。 併せて、保健所設置市の要件緩和について、法令及び基本指針の見直しを国に要望していく。 医師ほか保健医療関係の専門職必要
健康増進	2	特定給食施設に対する指導及び検査	健康増進法	特定給食施設の届出等の受理、台帳整備、定例報告の取りまとめ、立入検査		市町村	20	栄養指導員（医師または管理栄養士）の任命が必要。 市町村独自でのネットワーク形成が難しかった特定給食施設（保育所、学校、病院、福祉施設等）との連携が図られる。
	3	国民健康栄養調査	健康増進法	身体状況・栄養摂取状況・アンケート等の調査実施（国の調査地区が該当になった場合）		市町村	20	医師、保健師、栄養士ほか、調査の内容に沿った専門職の確保が必要 住民に身近な市町村が直接的に、住民の健康状態や栄養状況を把握することができる。
難病対策	4	特定疾患医療受給者証の交付申請受付事務 【新規】	特定疾患治療研究事業実施要綱	医療受給者証の交付（変更・医療機関追加）申請の受付及び県への進達（認定、交付、医療費支給は県）		市町村	-	患者の利便性及び在宅支援の総合的な実施の面から、市町村が実施することが望ましいが、次の課題について、引き続き検討を行っていく。 ・事務処理体制、コスト面での条件整備 ・個人情報保護の観点（市町村に知られたくないという心情への配慮） ・療養支援を保健所が行うための患者情報の共有方策 など
動物愛護管理	5	動物取扱業等監視指導事務	動物の愛護及び管理に関する法律 動物の愛護及び管理に関する条例	動物取扱業の監視指導、動物愛護推進員の委嘱、犬・ねこの譲渡等		中核市	20	

細分野		事務権限の名称	根拠法令	事務の内容	効果分類	対象市町村	移譲開始年度	備考
精神保健	6	障害者自立支援医療（精神通院）の実施に関する事務 【新規】	障害者自立支援法	障害者自立支援医療（精神通院）の実施に係る支給認定、受給者証交付等		市町村	-	医学的判定は、従来どおり県が実施し、支給認定、受給者証の交付等を身近な市町村が行えるよう、自立支援医療費の支払方法と併せて検討していく。
母子保健	7	未熟児医療等に関する事務	母子保健法	・低体重児出生の届出の受理 ・未熟児等の訪問指導 ・養育医療給付に係る申請書の受付		市町村	20	
	8	育成医療に関する事務 【新規】	障害者自立支援法	育成医療給付に係る申請書の受付、相談、申請者に対する通知書の交付		市町村	21	育成医療給付に係る認定・審査は、保健所長の医学的判断が必要であることから、医学的判断を要しない申請書の受理及び相談については移譲していく。なお、認定及び審査については、引き続き県が行う。
医療看護	9	医療従事者等の厚生労働省大臣免許進達に関する事務	医師法、保健師助産師看護師法、歯科技工士法、診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律法、視能訓練士法、理学療法士及び作業療法士法、薬剤師法、栄養士法	医療従事者等に係る大臣免許申請書類の受付け、厚生労働省（県経由）への進達及び交付		市町村	20	市町村へ移譲する場合の留意事項として、県民の利便性を考慮し、住居地でない市町村での受付けも可能とする仕組みを構築することが必要である。
	10	医療従事者等の県知事免許交付に関する事務	保健師助産師看護師法、栄養士法、調理師法、製菓衛生師法	准看護師、栄養士、調理師及び製菓衛生師に係る県知事免許証の申請書受付け、県への進達及び交付		市町村	20	

【福祉】

細分野		事務権限の名称	根拠法令	事務の内容	効果分類	対象市町村	移譲開始年度	備考
生活保護	11	生活保護の実施に関する事務 【新規】	生活保護法、同施行令	生活保護の実施		町村	-	福祉事務所を条例で設置することにより、町村での実施が可能である。小規模町村では、財政面や組織体制面での課題があることから、近隣の市への業務委託も進めて行く。
障害福祉	12	特別障害者手当及び障害児福祉手当の支給に関する事務 【新規】	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	特別障害者手当及び障害児福祉手当の支給に関する事務		町村	-	福祉事務所の設置により、町村でも実施が可能である。
	13	身体障がい者であることの証明事務	公職選挙法施行令	所定の身体障がいに該当する者であることの証明事務		市町村	20	不在者投票事務を取り扱う市町村において一元的な手続きが可能となる。
療育等	14	障害者相談員の委嘱等に関する事務	身体障害者福祉法 知的障害者福祉法	障害者相談員の委嘱等に関する事務		市町村	20	障害者支援の主体は市町村であり、相談活動が迅速なサービス提供へ反映されることが期待される。
児童福祉	15	認可外保育施設の状況調査等に関する事務	児童福祉法	認可外保育施設の状況調査、勧告、公表、停止・閉鎖命令等		市町村	20	

4 商工労働観光分野

細分野		事務権限の名称	根拠法令	事務の内容	効果分類	対象市町村	移譲開始年度	備考
中小企業振興	1	中小企業団体及び中小企業等協同組合の運営に関する事務	中小企業団体の組織に関する法律、中小企業等協同組合法	協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合の設立認可、定款変更の認可、決算関係書類等の受理、立入検査等		市町村	20	希望する市町村に対し移譲をしていく。
	2	商工会議所の法人運営に関する事務	商工会議所法	商工会議所の指導監督		市	20	希望する市町村に対し移譲をしていく。
	3	商工会の法人運営に関する事務	商工会法	商工会の指導監督		市町村	20	希望する市町村に対し移譲をしていく。
産業振興（商業まちづくり）	4	大規模小売店舗事業活動に関する事務【新規】	大規模小売店舗立地法	大規模小売店舗の新設届出の受付、関係公告、意見勧告等		市町村	21	希望する市町村に対し移譲をしていく。
	5	商店街整備、店舗集団化等に関する事務	中小小売商業振興法・同施行令	高度化事業計画のうち商店街整備計画、店舗集団化計画、共同店舗等整備計画及び商店街整備等支援計画の認定、変更の認定及び認定の取り消し		市町村	20	希望する市町村に対し移譲をしていく。
産業振興（ものづくり）	6	工場立地に関する事務	工場立地法、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律	工場立地に係る新設・増設・変更等届出の受理、届出事項に関する勧告・変更命令		市町村	20	希望する市町村に対し移譲をしていく。

5 農林水産分野

細分野		事務権限の名称	根拠法令	事務の内容	効果分類	対象市町村	移譲開始年度	備考
農業振興	1	農地転用に関する事務	農地法	農地転用許可(2ha以下)、違反行為に対する勧告等の措置		市町村	20	希望する市町村へ順次移譲を進めていく。4ha以下の農地転用許可権限の移譲は、国から県へ4ha超の農地転用許可権限が移譲された段階で検討する。
農業普及技術	2	エコファーマーの計画認定等に関する事務	持続性の高い農業生産方式導入促進に関する法律	エコファーマーの認定・取り消し 実施状況報告の徴収		市町村	20	全市町村に事務の移譲を拡大する。市町村における安全・安心な産地づくりが促進される。
農村計画	3	土地改良事業施行の認可等に関する事務	土地改良法	土地改良事業の施行申請の事業計画の審査、意見聴取、適否の決定、認可、公告縦覧等		市町村	20	希望する市町村へ順次移譲を進めていく。市町村の区域内で完結する土地改良区営、農協等営土地改良事業を対象とする。市町村の農業振興計画、土地利用計画との調整が、より地域の実情に即した形で行えるようになる。
農村建設	4	土地改良事業に係る換地計画の認可等に関する事務	土地改良法	換地計画の認可、農業委員会からの意見聴取、換地処分公告等		市町村	20	希望する市町村へ順次移譲を進めていく。市町村の区域内で完結する土地改良区営、農協等営土地改良事業の換地計画を対象とする。市町村の農業振興計画、土地利用計画及び市町村ビジョン等との調整が、より地域の実情に即した形で行えるようになる。
森林保全	5	森林における開発行為に関する事務	森林法	森林内(民有林)での開発行為の許可(1ha以上10ha未満)、申請許可者への技術指導、違法開発行為への監督処分・行政指導		市町村	20	希望する市町村へ順次移譲を進めていく。市町村の区域で完結する開発行為を対象とする。市町村の土地開発計画との調整が、より地域の実情に即した形で行えるようになる。
	6	保安林に関する事務	森林法	保安林内の間伐の届出、間伐計画の変更の命令等		市町村	20	希望する市町村へ順次移譲を進めていく。市町村の区域で完結する保安林内の間伐を対象とする。

6 県土整備分野

細分野		事務権限の名称	根拠法令	事務の内容	効果分類	対象市町村	移譲開始年度	備考
都市計画	1	開発行為許可等に関する事務	都市計画法	開発行為の許可、変更の許可、完了検査及び公告、開発登録簿の調整等		市町村	20	
	2	土地区画整理事業等の認可に関する事務	土地区画整理法	・個人施行者の土地区画整理事業の施行認可、変更認可、認可等の公告、換地計画の認可等。 ・土地区画整理組合の認可、公告、換地計画の認可等		市町村	20	
				区画整理会社の土地区画整理事業の施行認可、変更認可、認可等の公告、換地計画の認可等		市町村	20	
				審査請求の裁決（組合又は区画整理会社がした処分に限る）		市町村	22	
	3	租税特別措置法に基づく認定に関する事務	租税特別措置法	優良な宅地造成等の認定、優良住宅認定基準の適合審査		市町村	20	
4	特定路外駐車場の設置等に関する事務	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	特定路外駐車場の設置届出の受理及び構造、設備等の違反に対する是正等の命令等		市町村	20	都市計画区域を有する市町村については、「駐車場法」に基づく事務が既に移譲済みであることから先行事務と併せて事務処理することが望ましい。	
5	屋外広告物の表示又は設置の許可等に関する事務	屋外広告物法 屋外広告物条例	屋外広告物の表示又は設置の許可、違反広告物に対する措置等		市町村	20	条例施行規則の制定必要	

細分野		事務権限の名称	根拠法令	事務の内容	効果分類	対象市町村	移譲開始年度	備考
建築住宅	6	高齢者を受け入れる賃貸住宅の登録、閲覧に関する事務	高齢者の住居の安定確保に関する法律	高齢者を受け入れる賃貸住宅の登録、閲覧		市町村	20	建築に関する専門的知識を有する職員が必要
	7	建築確認に関する事務【新規】	建築基準法	すべての建築物についての建築確認検査、許可等		10万人以上の市	22	<p>限定特定行政庁を対象として移譲（限定特定行政庁 特定行政庁に移行）建築主事の確保と体制整備が必要 特定行政庁への移行に伴い、下記の事務権限も付随して移譲となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽法に基づく浄化槽設置等の届出受理・変更命令等 ・ハートビル法に基づく特定建築物の建築及び維持保全計画の認定等 ・建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく特定建築物の耐震診断及び耐震改修についての指導等 ・エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づくエネルギーの効率化利用のための措置に関する届出処理等 ・密集市街地における防災地区の整備の促進に関する法律及び建築基準法に基づく防災街区整備事業施行区域内の建築行為の許可等 ・建設リサイクル法に基づく対象建設工事の届出処理・立ち入り検査等
その他	8	解体工事業者登録簿の閲覧に関する事務	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	解体工事業者登録簿の閲覧		市町村	20	特定行政庁及び限定特定行政庁を対象として移譲 県でしか閲覧できなかった登録簿の情報の入手先が増える。
	9	都市計画区域内の土地の先買い等に関する事務	公有地の拡大の推進に関する法律	土地を譲渡しようとする場合の届出、買取希望の届出受理、買取協議する旨の通知		市町村	20	都市計画区域を有する市町村に移譲

7 教育分野

細分野		事務権限の名称	根拠法令	事務の内容	効果分類	対象市町村	移譲開始年度	備考
学校教育	1	市町村立幼稚園の設置廃止、設置者の変更の認可等に関する事務	学校教育法 学校教育法施行令	市町村の設置する幼稚園の設置廃止等の認可、名称変更等の届出受理		市町村	20	
文化	2	発掘の届出の受理、指示及び命令等に関する事務	文化財保護法	埋蔵文化財の調査のための発掘に関する届出、周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等に関する届出、指示等		市町村	20	(財)県文化振興事業団の事業に係る事務を除く。 文化財の保存上、特に認めるときは、県も事務を行えることとする。 文化財の専門知識を有する職員の配置が必要。
	3	県指定有形文化財等の管理に関する事務	岩手県文化財保護条例	県指定有形文化財の公開の届出に係る当該文化財の管理に必要な指示等		市町村	20	助言又は勧告について、特に必要と認めるときは、県も事務を行えることとする。
社会教育	4	社会教育主事の資格認定に関する事務	社会教育法	社会教育主事の資格認定		市町村	20	
	5	博物館登録等に関する事務	博物館法 博物館法施行規則	博物館登録原簿への登録、博物館に相当する施設の指定等		市町村	20	博物館の調査研究のための報告は、県も事務を行えることとする。
教職員	6	市町村立学校職員の手当等に関する事務	市町村立学校職員の給与等に関する条例 単身赴任手当に関する規則 寒冷地の額等を定める規則	単身赴任手当の月額の設定又は改定及び確認に関する事務等		市町村	20	
	7	市町村立学校職員の児童手当の受給資格認定等の決定に関する事務	児童手当法 児童手当法施行規則	市町村立学校職員に係る児童手当の受給資格及び額の認定等		市町村	20	